

「我が国の「知の総和」向上の未来像」答申を受けた制度見直しに対する意見

令和 7 年 7 月 11 日

日本私立大学協会

- 我が国の大学および学生数の7割超を占める私立大学は、「建学の精神」に基づく多様で特色ある教育と学術研究とにより、国内外で活躍する国や地域のリーダー層から、我が国の強味である分厚い中間層に至るまで、社会の多様なニーズに応え得る幅広い人材を輩出してきた。
- また、戦前から今日までの産業構造や社会構造の変化に対応して、人文科学、社会科学、自然科学の諸分野のみならず、経営や商学などのビジネス分野や、看護や介護などの医療・福祉分野をはじめとする「新たな学問分野」の開拓によって、高等教育の裾野を拡大させ、我が国の産業・経済・社会の発展に大きく貢献してきた。近年では、データサイエンスやAI、環境といった成長分野の人材育成にも積極的に関与している。
- 一方で、18歳人口の急減や近年の物価高騰等により、私立大学の経営環境は過酷さを増している。本年2月21日の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(以下、答申)では、急激な少子化を迎える我が国の将来像を描き、現在、その提言を踏まえた具体的な制度設計が各種検討されている。グローバル化が急速に進むなかで、我が国が今後も国際社会においてプレゼンスを発揮し、持続的な発展を遂げていくためには、建学の精神に基づく多様で特色ある教育研究を行う私立大学の果たす役割は極めて大きい。
- よって、今夏に予定される「政策パッケージ」においては、私立大学の正しい評価・位置づけとその実践のための支援策を大胆に示されることが最重要の今日的課題であると考え。 「政策パッケージ」の策定にあたっては、以下の視点・提案について十分に検討されたい。

記

【1】教育研究の「質」の更なる高度化について

(1) 認証評価制度の見直し

(教育の質を数段階で示すこと、撤退を促すこと)

- この度の答申では、認証評価機関に対して、「教育の質を数段階で示す」ことや、教育の質が担保されていない大学に「撤退を促すこと」が提言されている(p21)。
- 大学の教職員が互いに評価し合うピアレビューで成り立つ認証評価において、受審大学がそれぞれの教育理念や方針に基づいて多様に展開する教育に対して段階的に「優劣」をつけ、「撤退」を促すことは、このピアレビューに馴染まず、むしろ改善の機会が設けられるべきである。
- 我が国の認証評価で重視すべきは、評価基準を満たさない項目があれば、その評価プロセスを通じて、当該大学とコミュニケーションを重ね、評価基準に達するよう改善を促していくことや、「不適合」と評価された大学であっても、「撤退」と切り捨てるのではなく、再チャレンジの機会を与えることで、各大学の内部質保証を促進していくことと考える。

(学部・研究科に応じた評価)

- 答申ではまた、各高等教育評価機関の負担軽減を踏まえつつ、「学部・研究科等に応

じた定性的評価」を導入することが提言されている（p21）。

- 既に機関別評価を行っている認証評価機関に、新たに「学部・研究科等に応じた定性的な評価（≒分野別評価）」を導入することは、各分野の評価を担当する評価員の育成や評価体制の整備等で今以上の負担がかかり、その実現に困難が伴うことが予想される。
- 更には、そのように肥大した認証評価を受審する大学の負担も重く、その負担は学部数が多いほど増していく。「評価疲れ」が指摘されているなかで、認証評価にかかる大学の負担が増していけば、大学が本来傾注しなければならない教育や研究のための時間や労力が認証評価のために削られていくことから、その拙速な導入は避け、慎重に検討することが望まれる。認証評価の見直しにあたっては、各評価機関の自主性が最大限に尊重されなければならない。

（２）多様な学生の受け入れ促進 （留学モビリティの拡大）

- 答申では、優秀な外国人留学生の受け入れ強化につながる弾力的な定員管理方策について検討の上、制度改善を行うとしている（p24）。優秀な留学生の受け入れは重要なことと認識する一方で、現行の定員管理においては、外国人留学生は収容定員の内数に含まれており、これにより支障なく積極的に留学生を受け入れている私立大学があることに留意する必要がある。
- 留学生の更なる受け入れに向けた弾力的な制度改善については、外国人留学生も収容定員の内数とする現行の基本的な枠組みをまず堅持した上で慎重な検討がなされるべきである。
- なお、留学生の受け入れ推進に向けては、その受け入れ負担を勘案した授業料と、留学生に対する政府補助金の適正なあり方も今後の重要な検討課題と考える。

（社会人の学びの場の拡大）

- 更に答申では、地域の中核となる高等教育機関はリカレント教育にも力を入れる必要があると述べている（p26）。もとより社会人学生に対する教育は大学の重要な機能の一つであり、その促進を図るためには、履修証明プログラムや、より短期の教育プログラムを受講する科目等履修生も収容定員に加算するための方策を検討する必要がある。
- その際、卒業要件である124単位を標準修業年限の4年でほぼ均等に除した30単位を一人の学生が1年で取得する単位と仮定し、これを分母として、例えば1年で15単位を履修する場合には30分の15で0.5人、6単位ならば30分の6で0.2人として加算する制度の導入について検討されたい。

（３）研究力の強化

- 我が国の研究力の相対的な低下や、外国政府の科学技術投資額の飛躍的増大にある現状を踏まえて、日本の研究を牽引する研究大学群の構築を目指して、10兆円ファンドによる国際卓越研究大学や地域中核・特色ある研究大学総合支援パッケージ（J-PEAKS）が政府において進められてきた。
- 国際的な研究開発競争が熾烈を極めるなかで、日本の研究力を維持・強化していくためには、イノベーションを喚起する世界トップレベルの研究のみならず、成長分野に

留まらない人文社会を含む幅広い学問分野に対する研究や、基礎研究の充実等による研究力の底上げが必須である。

- 一方、私立大学においては、研究や実習に利用する大型の施設設備・装置の導入と維持管理にかかる財政的負担が大きいことから、「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助」及び「私立大学等研究設備整備費等補助金」に係る補助率の3分の2への嵩上げ等により、施設設備や装置に対する補助の一層の拡充も求められる。

【2】高等教育全体の規模の適正化について

（1）定員未充足大学に対する規制強化からの政策転換

- 現在、政府において定員未充足の私立大学に対して進められている私学助成の配分や設置認可、修学支援新制度、大学・高専機能強化支援事業をはじめとする各種支援事業等における数々の規制強化は、私立大学の経営改善や新たな教育研究の展開を阻害するものとなっている。
- 急激な少子化により、既に6割の私立大学が定員未充足に陥っているなかで、定員未充足の私立大学に対する規制強化がこのまま行われて行けば、特に地方において高等教育への進学機会は失われ、若者の都市部への流失を加速させ、ひいては地方の衰退に拍車をかけることになりかねない。
- もとより地方のみならず、私立大学は定員未充足であっても、経営努力により各地域に不可欠な拠点として重要な役割を果たしている。国と地方の均衡ある発展のためには、もはや定員未充足の問題を偏に大学の責に帰すのではなく、急激な少子化による人口減がもたらす我が国が抱える社会問題の一つとして捉え直し、地域の貴重な高等教育機関として存在する私立大学を、国や地方自治体が積極的に支援していく発想の転換が求められる。

（修学支援新制度における機関要件の見直し）

- 特に修学支援制度に設けられた機関要件については、設置認可を受けた高等教育機関であるにもかかわらず、経済的支援を必要とする学生が学びたい高等教育機関で学べないという矛盾を生み出している。
- 答申においては、「修学支援新制度における機関要件の見直し」（p47）を検討する旨が提言され、新たな猶予措置として「同一道府県内に、同種・同学位分野の代替進学先がない場合」が設けられたことは一定の評価ができるが、その一方で令和6年度に新制度の対象から外れた高等教育機関は45校（大学13校、短大31校、高等専門学校1校）と急増し、既に学生募集停止を表明する高等教育機関も現れている。
- このまま機関要件を続けていけば、高等教育への進学機会が次々と奪われかねないことから、学生の経済的支援を本旨とする修学支援新制度においては、「学生に責任のない」機関要件は撤廃されるべきである。特に「直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満」の私立大学等を対象とする機関要件については、速やかな廃止を求めたい。

（2）厳格な設置認可審査への転換

- 「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」では、答申で示された学校法人の寄附行為（変更）認可審査における経営状況等に関する要件の厳格化（p39）が検討されている。
- 18歳人口の急減期においては、新たな定員増を伴う大学等の設置審査の厳格化は

重要である。しかしながら、いま検討の俎上にある設置認可申請の際に求められる定員充足率を現行の0.5倍から0.7倍へと大幅に引き上げることは、今後の私立大学の定員管理に与える影響が極めて大きいことから、その見送りを求めたい。

- また、大学設置・学校法人分科会と、その下に置かれる大学設置分科会および「私立大学審議会」を継承する学校法人分科会の委員については、実際に大学経営に携わる大学関係者を主として構成されるべきである。学校法人とは設置の根拠法が異なる企業の経営者、弁護士や公認会計士等の外部委員は委員全体の3分の1程度に留めたい。

（３）一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの取扱い

- 答申では、収容定員の引き下げに対する大学等の忌避感を緩和するため、一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部または全部戻すことを容易にする仕組み、所謂「一時的な定員減制度」（p40）の導入が提言されている。この一時的な定員減を行った私立大学に対する私立大学等経常費補助金の配分にあたっては、一時的に削減した定員数を母数として定員充足率を算出することが制度趣旨を実現する上で欠かせない。

【３】地方における大学教育へのアクセス確保について

（１）私立大学と地方自治体との連携強化の支援

- 答申で提言された「地域構想推進プラットフォーム（仮称）」（p44）において、中心的役割が期待される地方公共団体では、高等教育は所轄外であることや、国公立大学と異なり、私立大学は民間セクターであること等を理由に、答申でも提言された「地方自治体からの投資」（p59）について依然として消極的な姿勢が見られる。
- 現在、私立大学と地方自治体との連携推進に活用できる財政支援としては、既に内閣府の「地方大学・地域産業創生交付金」と「新しい地方経済・生活環境創生交付金」とがあるが、いずれも地方自治体が申請し、地方自治体に対して直接交付されるものであるため、私立大学の側から積極的に自治体との連携を進めるためのインセンティブとはなりにくい。私立大学が申請主体となり地方自治体と連携して行う事業に対して、私立大学に直接補助金が拠出される制度の創設が求められる。

（２）地方私立大学に対する財政支援の拡充

（地方私立大学に対する私立大学等経常費補助金の増額措置の導入）

- 現在、私立大学等経常費補助金においては、私学事業団において地方中小規模大学の学生単価の見直しが進められ、地方企業への就職率等の地域への貢献実績により増額することが検討されている。少子化や物価高騰等により地方私立大学の経営環境は厳しさを増していることを踏まえれば、こうした上乗せ措置のみならず、全ての地方私立大学に対する学生単価のベースアップとその導入に伴う圧縮率の見直しを強く求めたい。
- 同様に、教員単価についても、教育研究環境の整備に多額の経費がかかる理工農系や医歯系の増額が行われる予定となっているが、これに加えて、地方私立大学に対する教員単価そのもののベースアップも分野を問わず実施されたい。

（私立大学等改革総合支援事業の支援対象校への一層の増額）

- 私立大学等経常費補助金「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ3「地域社会への発展への貢献（地域連携型およびプラットフォーム型）」の選定校については、取組状況

を基に算出した点数に応じて補助金額が増額されるが、①その「増額単価」と、②首都圏整備法に定める「規制市街地」等以外に所在する大学に対する「割増措置」の更なる引き上げを求めたい。

(私立大学研究ブランディング事業の復活)

- 私立大学研究ブランディング事業は、2019年に支援途中で打ち切りの憂き目を見たが、支援の打ち切り後も、その研究を継続し、地域に貢献している私立大学がある。同事業のタイプA「社会展開型」のように、地域経済・社会・文化等の発展に資する研究を行う私立大学を複数年にわたって支援する事業の再興が検討されるべきである。

【4】私立大学を中核とする高等教育政策の構造的な大転換と国公立大学の在り方

- 学生一人当たりの公財政支出を見ると、国立大学生の202万円に対し、私立大学生が19万円と約1.1倍もの格差が生じている。同じ国税を負担し、共に日本の未来を支える若者であるにもかかわらず、私立大学に対する財政支出は低位に推移する一方、国立大学には依然として多額の財政支出がなされている。
- 財政健全化が焦眉の課題である我が国においては、国の財政負担を軽減するためにも「官」から「民」への流れの加速が不可欠であり、高等教育においては多様な価値追求を行う私立大学を高等教育の中核に据える「高等教育政策の構造的な大転換（パラダイムシフト）」が速やかに実現される必要がある。
- その際には、多額の公的な財政負担を伴う国公立大学の在り方の見直しが必須となる。国立大学についてはこの度の答申で示唆された大学院への再編(p37)と少子化に見合った学部定員の削減を進め、公立大学についても収容定員を削減するとともに大学・学部等の新設を抑制的に取り扱う必要がある。国および地方自治体においては、まず民間の教育機関で費用対効果の高い私立大学の活用とその支援にその叡智を傾けたい。

以 上